

政令第 号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第四項、第六条第二項第四号、第二十条第一項及び第五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の表二の第一の一のロの(4)中9の項を11の項とし、8の項を10の項とし、7の項を8の項とし、同項の次に次の一項を加える。

9	<i>Lutrogale perspicillata</i> (ビロードカワウソウ)	令和元年11月26日
---	--------------------------------------------	------------

別表第二の表二の第一の一のロの(4)中6の項を7の項とし、2の項から5の項までを一項ずつ繰り下げ、1の項の次に次の一項を加える。

2	<i>Aonyx cinerea</i> (コツメカワウソウ)	令和元年11月26日
---	---------------------------------	------------

別表第二の表二の第一の一のカ中(2)を削り、(3)を(2)とする。

別表第二の表二の第一の二のチの(1)中2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	<i>Balearica pavonina</i> (カヌムリヅル)	令和元年11月26日
---	------------------------------------	------------

別表第二の表二の第一の三のハ中(8)を(9)とし、(4)から(7)までを(5)から(8)までとする。

別表第二の表二の第一の三のハの(3)中2の項を3の項とし、1の項の次に次の一項を加える。

2	<i>Gonatodes daudini</i> (ダウダインイロウケヤセリ)	令和元年11月26日
---	-----------------------------------------	------------

別表第二の表二の第一の三のハ中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、その前に次のように加える。

(1) きのぼりとかげ科		
1	<i>Ceratophora erdeleni</i> (ケラトフオラ・ユルデレニ)	令和元年11月26日
2	<i>Ceratophora karu</i> (ケラトフオラ・カル)	令和元年11月26日
3	<i>Ceratophora tennentii</i> (ケラトフオラ・テンネンテイイ)	令和元年11月26日
4	<i>Cophotis ceylanica</i> (セイロンオマキキノボリアガマ)	令和元年11月26日
5	<i>Cophotis dumbara</i> (コフオテイス・ドナムバラ)	令和元年11月26日

別表第二の表二の第一の三のホの(5)中6の項を9の項とし、5の項を8の項とし、4の項を7の項とし、3の項を5の項とし、同項の次に次の一項を加える。

6	<i>Mauremys annamensis</i> (アナンナムガメ)	令和元年11月26日
---	--------------------------------------	------------

別表第二の表二の第一の三のホの(5)中2の項の次に次の二項を加える。

3	<i>Cuora bourreti</i> (ヲオヌモユギハコガメ)	令和元年11月26日
4	<i>Cuora picturata</i> (カンボジアモユギハコガメ)	令和元年11月26日

別表第二の表二の第一の三のホの(7)中9の項を11の項とし、6の項から8の項までを二項ずつ繰り下げ、5の項を6の項とし、同項の次に次の一項を加える。

7	<i>Malacochersus tornieri</i> (パンケーキガメ)	令和元年11月26日
---	-----------------------------------------	------------

別表第二の表二の第一の三のホの(7)中4の項を5の項とし、3の項の次に次の一項を加える。

4	<i>Geochelone elegans</i> (インドホシガメ)	令和元年11月26日
---	-------------------------------------	------------

別表第二の表二の第一の八のイの(1)中3の項を4の項とし、2の項を削り、1の項を3の項とし、同項の前に次の二項を加える。

1	<i>Achillides chikae chikae</i> (ルソソカラスアゲン)	昭和62年10月22日
2	<i>Achillides chikae hermeli</i> (アキルラデス・キカユ・ヘルメリ)	令和元年11月26日

別表第二の表二の第一の人のイの(1)に次の一項を加える。

5	<i>Parides burchellanus</i> (パリデス・ブルケルラヌス)	令和元年11月26日
---	--------------------------------------------	------------

別表第六の2の項中「タラパカ地方第一区」を「アリカ・パリナコタ州及びタラパカ州」並びに「サルタドバ」を「ヌバ」に改め、同表の19の項中「及びキローバ」を「、キローバ及びメキシロ」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、令和元年十一月二十六日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
- 2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。